

# 日よけ占用料の改定のお知らせ

## 令和8年4月1日から都道に日よけを出す場合の

### 占用料を改定します。

都道の占用料は、「東京都道路占用料等徴収条例」に定められています。

このたび、令和8年第1回東京都議会定例会において条例が改正されましたので、この条例に基づき、令和8年4月1日から改定後の新単価で占用料を徴収します。

東京都では、道路から特別の利益を受けている人とそうでない人との負担の公平を図る観点から、占用料の見直しを定期的に行っています。

占用料の改定に御理解くださいますようお願いいたします。

## 日よけの占用料の改定内容

占用面積1㎡当たりの1年間の占用料単価

所在地	特別区(※)		市	町村
	千代田区・中央区・ 港区・新宿区・ 文京区・台東区・ 渋谷区・豊島区	左記以外の区		
改定前	3,270円	2,810円	1,440円	250円
<b>改定後</b>	3,270円	2,810円	<b>1,490円</b>	<b>260円</b>

※ 特別区の単価は減免措置基準による減額後の徴収単価です。

また、今回の改定で、特別区の徴収単価の変更はありません。